

中間指針第五次追補等の賠償請求に係る手続きの流れ 別紙 2

ステップ1

3/27～
ご請求前の手続き

<受付内容>

- ・世帯構成変更
- ・郵送先住所変更

変更が必要な方※1

ご相談専用ダイヤル、
もしくは最寄りの相
談窓口にご連絡をお
願いたします。

<ご相談専用ダイヤル>

0120-926-470

- 午前9時～午後7時
(月～金 [除く休祝日])
- 午前9時～午後5時
(土・日・休祝日)

ステップ2

4/10～
ウェブご請求受付、請求書受付 (順次開始)

<対象となる賠償項目(精神的損害の増額事由①～⑩以外)>
過酷避難状況による精神的損害、避難費用・日常生活阻害慰謝料、
生活基盤変容による精神的損害、生活基盤変容に準じる精神的損害、
健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害、
福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害

ウェブでの手続きを希望される方※2



スマートフォンでも手続きいただけます

- 1)世帯構成や郵送先住所の確認
・変更登録をお願いします

2)ウェブでの
ご請求をお
願いたし
ます。

※手続きに関する
解説動画もありま
す

請求手続きが
進められない方※3

現住所を確認後、順次、
請求書を郵送いたします。

<ご請求手続きに関するお取り扱い>

- 二人以上の世帯の場合には、世帯代表者の方へ委任書をお送りいたしますので、本人確認書類と一緒に提出をお願いいたします。
- ステップ2で増額事由①～⑩のご請求のご意向を確認させていただきます。

ステップ3

5月以降
DM送付

ご請求手続
きをされて
いない方
へのご案内

ご請求手続
きをされて
いない方

郵送先住所が
確認できた方
へダイレクト
メールを送付
いたします。

ステップ4

6/20～
増額事由の
請求受付

<対象となる
賠償項目>
精神的損害の
増額事由
①～⑩

ご請求の
ご意向が
ある方

ステップ2で
ご意向を確認
させていただ
いた方に、
順次、請求書
を郵送いたし
ます。

※1 これまでに賠償金のお支払いをさせていただいた郵送先住所に変更がある方や、世帯構成に変化(成人、結婚、就職、別離など)が生じている方。

※2 ウェブが閲覧でき、当社への直接請求手続きでご請求履歴がある世帯代表者の方を対象とさせていただきます。

※3 訴訟やADR手続きでお支払いを受けたことがある方など。 ※4 世帯構成変更により新たに世帯代表者としてご請求される方は請求書で手続きいただけます。